

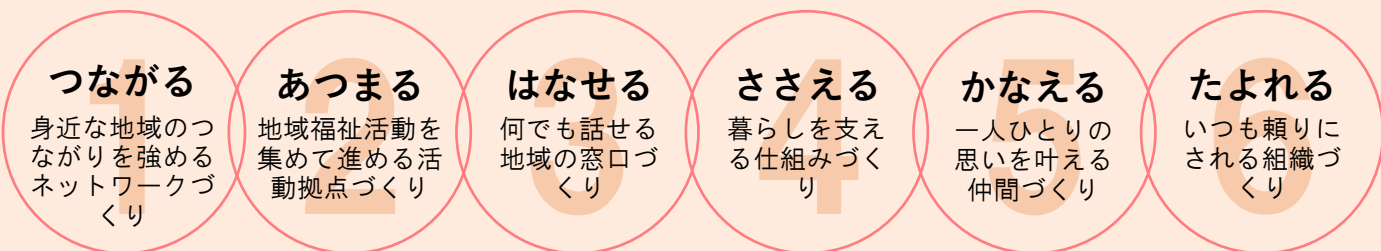
# 社協会員加入のお願い

地域福祉活動計画V 基本理念



## あの子の幸せを 私の幸せに ～お互いさまを つないで 広げる <sup>まち</sup>地域の福祉～

基本目標



本会では、「地域福祉活動計画V」に沿って、より身近な地域でそこに暮らす方々がともに支えあえる地域づくりにむけ、地域のみなさまやボランティア団体、各関係機関などととも法律や制度にはない活動を日々行っています。みなさまから寄せられた会費は、これらの活動を実施するための貴重な財源となります。どうぞ、ご協力をお願いいたします。

### 社会福祉協議会とは...?

社会福祉法第 109 条に基づき、すべての都道府県と市町村に設置されている、非営利の民間社会福祉団体（社会福祉法人）です。

### 会員の加入方法は...?

市内の校区社協や自治会などを通じて依頼させていただきます。また、年間を通して市社協事務局にご連絡・お越しいただいても加入できます。

### 社協会員とは...?

だれもが住みやすいまちづくりをすすめるために、市社協が実施する地域福祉事業を財政的に支援していただき、地域福祉の推進に参加していただく方です。

種類	金額（年間）
普通会員	500 円/口
賛助会員	1,000 円/口
特別会員	5,000 円/口

社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会（通称：市社協）

〒610-0121 城陽市寺田東ノ口 17 番地 福祉センター1F

(TEL) 0774-56-0909 (FAX) 0774-56-2800 (WEB) <http://www.kyoshakyo.or.jp/joyo/>

